

「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧及び兵庫県の取組（記載例）

実施する施策	これまでの取組（平成29年6月まで）	今後の進め方及び数値目標等	兵庫県取組方針案		中播磨（市川流域圏）	参考：直轄河川の取組方針			
			これまでの取組	今回改訂	取組方針	加古川（播磨川）取組方針（姫園）	猪名川・瀬川取組方針（猪河）	円山川取組方針（豊国）	
(1)大規模氾濫減災協議会	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行。又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。 ※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。 <ul style="list-style-type: none"> 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。 							
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組	①情報伝達、避難計画等に関する事項								
<ul style="list-style-type: none"> 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県管理河川ではホットライン12県249市町村で構築。 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。 	<p>【必須事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> H29年出水期までにホットラインを構築（済み） <p>毎年、出水期前に開催している水防連絡会を活用して連絡体制を確認（県、市町）</p>	<p>（これまでの取組、計画地域全体県、市町）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川の沿川市町村とのホットラインの構築（これまでの取組、計画地域全体市町）河川管理者とのホットラインの構築 <p>【計画本文P103】</p> <p>（今後の取組 計画地域全体県、市町）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防連絡会を活用した避難態勢の確認 <p>【計画本文P103】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位、氾濫危険水位等の検証及び見直し（H29年度、近、市町） タイムライン(案)の検証、及び改善に向けた検討（H28年度から実施、近、市町） 発表対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法の検討（H30年度、近、気、市町） 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の防災機関の役割分担を明確にしたタイムラインを策定する。（H32年度、5市） 連携機関を広げるなどブラッシュアップに努める。（H32年度、5市） ブラッシュアップの支援を行う。（H32年度、近、府、県、気） 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模までの洪水氾濫と土砂災害を想定したタイムライン試行版の策定（H28年度より着手、近、気、県、市） 想定最大規模までの洪水氾濫を想定した訓練、試行運用によるタイムライン試行版の検証（H28年度より着手、近、気、県、市） 複数河川からの氾濫や土砂災害、内水氾濫も想定したシナリオ型で、避難勧告等の発令タイミング・区域を設定（H28年度より着手、近、気、県、市） 洪水予報文の改善（H28年度に実施、近、気） 		
	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。 <ul style="list-style-type: none"> 全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 (※1)市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2)要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 <ul style="list-style-type: none"> 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 	<p>フェニックス防災システムを通して、水位、降雨、水位予測、氾濫予測等の情報を市町、消防等へ情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位、氾濫危険水位等の検証及び見直し（FUシートに記載） <p>毎年、出水期前に水防伝達演習を実施</p>	<p>----</p> <p>【必須事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> H29年出水期までに水害対応タイムライン※を作成（済み） ※避難勧告発令型 <p>毎年、出水期前に開催している水防伝達演習等を利用して水害対応タイムラインを検証（県、市町）</p> <p>（上記同様）</p>	<p>（これまでの取組、計画地域全体県、市町）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水害対応タイムラインの作成 <p>【計画本文P103】</p> <p>（今後の取組、計画地域全体県、市町）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防伝達演習等を利用したタイムラインの検証 <p>【計画本文P103】</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> 水害危険性の周知促進 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 <ul style="list-style-type: none"> 平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） <ul style="list-style-type: none"> 毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川70を指定済み(全国的にみても多い数字) 県内680河川において、氾濫予測システムを導入 県内134基の河川監視カメラを設置、うち53基は周知河川以外に設置し水害危険性の周知 兵庫県CGハザードマップによる水害危険性の周知 	<p>(予定なし)</p> <p>(予定なし)</p> <p>(予定なし)</p>				

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	兵庫県取組方針案		中播磨(市川流域圏)	参考:直轄河川の取組方針		
			これまでの取組	今回改訂	取組方針	加古川(揖保川)取組方針(姫河)	猪名川・藻川取組方針(猪河)	円山川取組方針(豊国)
<p>・ICTを活用した洪水情報の提供</p> <p>・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等</p> <p>・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</p>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。 	<p>・以下により、水位・雨量等の情報を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ①兵庫県防災気象情報 ②兵庫県河川監視システム ③ひょうご防災ネット ④緊急速報メール ⑤防災行線無線 等 	<p>---</p> <p>(川の防災情報へ、水位・雨量等の情報を提供済み)</p>	<p>取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会参加機関のホームページ等を活用した、情報提供内容の検討(H28年度から実施、近、県、市町) スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の発信・普及活動の検討(H28年度から実施、近、県、市町) 外国語に対応した情報提供の実施(H28年度から実施、近、市町) 	<p>加古川(揖保川)取組方針(姫河)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会参加機関のホームページ等を活用した、情報提供内容の検討(H28年度から実施、近、県、市町) スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の発信・普及活動の検討(H28年度から実施、近、県、市町) 外国語に対応した情報提供の実施(H28年度から実施、近、市町) 	<p>猪名川・藻川取組方針(猪河)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報発信のための整備を行う。(H29年度、近) ライブ画像のHPでの公表拡大を推進する。(H29年度、近) コミュニティFM等の活用など多様なメディア・多層な伝達手段等を活用した災害情報伝達手段の確保を推進する。(引き続き実施、5市) 	<p>円山川取組方針(豊国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の情報提供ツール(情報サイト、ホームページ等)の実効性の検証と改良(H28年度より着手、近、気、県、市) 中央防災会議の「防災対策実行会議水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告「水害時の避難・応急対策の今後の在り方について(平成28年3月31日公表)」を参考に情報提供方法を見直し(H28年度より着手、近、気、県、市) 情報伝達方法に関する啓発活動の継続実施(H28年度より着手、近、気、県、市) 防災無線の全戸設置(H28年度より着手、近、気、県、市) 洪水の進行、激甚化を予測する判断基準やリードタイムを検討するとともに計画規模以上の洪水の具体的な災害対応策を検証(H28年度より着手、近、気、県、市)
	<p>・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を受容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。 	<p>【市町調整事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討(市町) <p>---</p> <p>・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施(県)</p>	<p>---</p> <p>・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施(県)</p>	<p>(今後の取組、計画地域全体 市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域避難も含めた、避難場所及び避難経路の検討(H28年度から実施、近、市町) 水害リスク情報等を踏まえた広域的な避難場所および避難経路について検討するとともに、要配慮者利用施設における避難確保訓練および避難訓練の実施を検討する。【計画本文P124】 <p>(今後の取組、計画地域全体 県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、国管理河川等における先行事例を市町に周知するなど、技術的な支援を実施する。【計画本文P124】 	<p>・広域避難への対応について検討する。(H32年度、5市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記各市が行う広域避難への対応の検討を支援する。(H32年度、近、府、県) 民間企業と連携した一時避難場所(又は指定緊急避難場所)の指定等を検討する。(引き続き実施、5市) 	<p>・洪水氾濫1〜2日前からの広域避難の有効性の検証(H28年度より着手、近、県、市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域、箇所における災害危険度(浸水、土砂災害)や地盤高図の情報を提供(H28年度より着手、近、県、市)
	<p>・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設への説明会の開催。(平成29年6月までに全47都道府県で実施済み) 平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き(土砂災害)」を作成。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災害:7,325施設(重複含む)※)における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数) <p>・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。</p> <p>・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。</p>	<p>・県は、市町における避難所の管理・運営に関する対策の充実やマニュアル作成を支援するため「避難所管理運営指針」を策定</p> <p>・県は、災害発生時に避難所を開設する市町等において避難所等における災害時の的確なトイレ対策に資するよう「避難所等におけるトイレ対策の手引き」を策定</p> <p>・県は、市町における災害時要援護者支援の取組を促進することを目的に「災害時要援護者支援指針」を策定</p>	<p>(情報提供予定)</p> <p>【市町調整事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を検討・実施を支援※1(市町) ※1水防法第15条の3関係(義務) <p>(避難確保計画作成状況の把握について適宜実施)</p> <p>---</p>	<p>(今後の取組、計画地域全体 市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者に対する、避難計画の作成(H28年度から実施、市町) 要介護者に対応可能な、避難誘導の検討(H28年度から実施、近、県、市町) <p>【市町調整事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を検討・実施を支援※1(市町) ※1水防法第15条の3関係(義務) <p>(避難確保計画作成状況の把握について適宜実施)</p>	<p>・避難行動要支援者に対する、避難計画の作成(H28年度から実施、市町) 要介護者に対応可能な、避難誘導の検討(H28年度から実施、近、県、市町) 上記各市が行う取組を支援する。(H28年度以降、近、府、県) <p>・要配慮者施設において、策定している避難計画の対象災害の中に水害も加え、訓練実施に向けた支援を行う。(H28年度以降、5市) 上記各市が行う取組を支援する。(H28年度以降、近、府、県) </p></p>	<p>・地域の住民すべてが安全に避難できるよう、自治会、自主防災組織等が中心となり、地域ぐるみで避難路や危険箇所の確認、避難訓練、災害時要援護者の支援などに取り組み「みんなで逃げよう」減災防災運動を推進(引き続き実施、近、県、市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動に関する要援護者個別支援計画の策定、及び訓練の実施(引き続き実施、市)
<p>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p> <p>・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。 	<p>(参考)</p> <p>計画規模の洪水に係る浸水浸水想定区域図のは県内全河川で作成・公表</p> <p>【必須事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等を作成し周知(県管理の全ての河川で実施) CGハザードマップの充実(県) <p>※別紙(対象河川、作成時期等)を市町に情報提供し各種取組の調整</p> <p>※対象とする河川を明示(リストをFUシート添付等)</p>	<p>(今後の取組、計画地域全体 県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等を作成し周知(県管理の全ての河川で実施) CGハザードマップの充実(県) <p>※別紙(対象河川、作成時期等)を市町に情報提供し各種取組の調整</p> <p>※対象とする河川を明示(リストをFUシート添付等)</p>	<p>(今後の取組、計画地域全体 市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水害リスク情報等を踏まえた広域的な避難場所および避難経路について検討するとともに、要配慮者利用施設における避難確保訓練および避難訓練の実施を検討する。【計画本文P124】 <p>(今後の取組、計画地域全体 市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水害リスク情報等を踏まえた広域的な避難場所および避難経路について検討するとともに、要配慮者利用施設における避難確保訓練および避難訓練の実施を検討する。【計画本文P124】 	<p>・想定最大規模洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの提供を行う。(引き続き実施、近、県) </p>	<p>・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの提供を行う。(H28年度、近)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図、氾濫シミュレーション結果を基にした市内の危険箇所の情報提供(H28年度より着手、近) 	

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	兵庫県取組方針案		中播磨(市川流域圏)	参考: 直轄河川の取組方針		
			これまでの取組	今回改訂	取組方針	加古川(揖保川)取組方針(姫園)	猪名川・藻川取組方針(猪河)	円山川取組方針(豊国)
<p>・水害ハザードマップの改良、周知、活用</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 	<p>(参考)</p> <p>計画規模の洪水に対しては以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画規模の洪水に係る洪水ハザードマップの作成配布 ・手作りハザードマップの推進 ・防災マップの作成支援 ・まるごとまちごとハザードマップの取組 <p>※1水防法第15条関係(義務)</p> <p>※別紙(対象河川、作成時期等)を市町村に情報提供し取組の時期等を確認</p> <p>---</p> <p>【市町調整事項】</p> <p>・想定最大規模の洪水を対象とした、手作りハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ等の取組を検討or実施(県、市町)</p>	<p>(適宜実施)</p> <p>【市町調整事項】</p> <p>・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において(速やかに)当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知^{※1}(市町)</p> <p>※1水防法第15条関係(義務)</p> <p>※別紙(対象河川、作成時期等)を市町村に情報提供し取組の時期等を確認</p> <p>---</p> <p>【市町調整事項】</p> <p>・想定最大規模の洪水を対象とした、手作りハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ等の取組を検討or実施(県、市町)</p>	<p>(今後の取組、計画地域全体 市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨での浸水想定区域図を対象としたハザードマップを順次検討を実施するとともに、ハザードマップのさらなる周知に努める。 <p>【計画本文P97】</p> <p>(今後の取組、朝来市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水深表示板の設置 <p>【計画本文P97】</p> <p>(今後の取組、朝来市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、市の作成した防災マップを基に地区独自の手作りハザードマップの作成を自主防災会に推進する。 (今後の取組、神河町) ・全戸配布したマップの有効利用のため、区長会等でマップの活用方法を継続して説明する。 (今後の取組、市川町) ・今後、町の作成予定のハザードマップに防災マップを組み込み、全戸配布する。 (今後の取組、福崎町) ・今後、自主防災組織による各地区独自の防災マップの作成を促進する。 (今後の取組、姫路市) ・出前講座や訓練等での活用を検討する。 (今後の取組、高砂市) ・出前講座での地域防災マップ作成推進 (今後の取組、太子町) ・今後、(防災マップの)訓練等での活用方策について検討する。 (今後の取組、計画地域全体 市町) ・想定し得る最大規模の降雨を対象とした、手作りハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ等の取組について検討を実施する。 <p>【計画本文P119】</p> <p>(今後の取組、県、市町)</p> <p>また、県及び市町は、想定し得る最大規模の洪水を対象とした浸水区域も踏まえた地先での実績浸水深や避難所の案内表示等についても今後検討していく。</p> <p>【計画本文P100】</p>	<p>加古川(揖保川)取組方針(姫園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップの検討・作成(H28年度から実施、近、県、市町) ・想定最大規模洪水または計画規模洪水を対象としたマイ防災マップ等の更新、作成支援(引き続き実施、近、県、市町) ・意識変化を確認するための手法(住民アンケート等)の検討・実施(H28年度から実施、近、県、市町) 	<p>猪名川・藻川取組方針(猪河)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションの活用方法について検討を進める。(H32年度、5市) ・洪水ハザードマップの促進及び洪水ハザードマップの周知に努める。(引き続き実施、5市) ・実践的な水害に対する避難訓練に努める(引き続き実施、5市) ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップの周知に努める。(引き続き実施、5市) ・上記各市が行う取組を支援する。(引き続き実施、近、府、県) ・市報などの中で、水害に関する有益情報を市民に発信していく。(引き続き実施、5市) ・イベントなどの中で水害に関する有益情報を市民に発信していく。(引き続き実施、近、府、県) 	<p>円山川取組方針(豊国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊の危険性のある区域や自宅2階以上に留まることも可とする区域などを設定(H28年度より着手、市) ・シナリオ型の避難計画に基づく避難勧告等の発令(H28年度より着手、市) ・想定最大規模の洪水氾濫に対応した高所避難場所への避難計画の検証(H28年度より着手、市) ・浸水想定区域図の情報に基づいた防災マップの更新と周知(H28年度に実施、県、市) ・早期の立退き避難が必要な区域(河川近傍、2階までの浸水等)を明示したものに改善(H28年度に実施、県、市)
	<p>・浸水実績等の周知</p>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。 	<p>・推進計画に浸水実績等を記載</p> <p>・CGハザードマップに浸水実績を掲載</p>	<p>(継続実施)</p>			

青字については、以前からの記載項目であり、想定最大規模の浸水想定区域図が完了した後も、継続して行えるかの確認が必要となる項目

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	兵庫県取組方針案		中播磨(市川流域圏)	参考:直轄河川の取組方針						
			これまでの取組	今回改訂	取組方針	加古川(揖保川)取組方針(姫園)	猪名川・瀬川取組方針(猪河)	円山川取組方針(豊国)				
・防災教育の促進	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の充実 出前講座の実施 自主防災組織の結成推進や活性化 	---	<p>【必須事項】</p> <p>小学校の防災教育等に活用できる総合治水を題材とした映像ソフトを制作し、小学校へ提供する。(県)</p>	<p>(県)</p> <p>・小学校の防災教育等に活用できる総合治水を題材とした映像ソフトを制作し、小学校へ提供する。【計画本文P116】</p>	<p>・地域住民及び学校等への水災害教育の実施(引き続き実施、近、県、市町)</p> <p>・関係機関と協力・連携した普及啓発活動(出前講座等)の実施(引き続き実施、近、県、市町、気)</p>	<p>・小中学校における水災害も含めた防災教育の実施に努める。[市内小中学校の総合学習授業や特別活動等の中で、水災害教育に取り込めるよう実施に努める。](H32年度、協議会全体)</p> <p>[小中学生を対象とした「水災害教育講座」などの参加型の防災啓発活動を進めるため、地域の教育委員会に積極的に働きかける。](H28年度から実施、協議会全体)</p> <p>・大規模工場等への啓発活動に努める。(引き続き実施、5市)</p> <p>・大規模工場等への浸水リスクの説明等の自衛水防を支援する。(引き続き実施、近)</p>	<p>・学校園におけるメモリアル防災授業や防災出前講座の実施(引き続き実施、近、県、市)</p>			
	<p>③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<p>・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備</p> <p>＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト(※1)で開発中の危機管理型水位計(※2)による試験計測を開始。 <p>＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間(※3)に設置完了。 (※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2)低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計 (※3)平成28年1月時点 	<p>＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 <p>＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内680河川において、氾濫予測システムを導入済み。 水位計については、県下157基を設置、うち30基は、周知河川以外に設置 河川監視用カメラについては、県下134基を設置、うち53基は周知河川以外に設置 増水警報システムの整備 						<p>---</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>(情報収集を行い動向を注視)</p> <p>---</p> <p>(情報収集を行い動向を注視)</p>	<p>・水防拠点となる施設の整備検討(H28年度から実施、近)</p> <p>・簡易水位計、量水標の設置(H28年度から実施、近)</p> <p>・CCTVの設置(H28年度から実施、近)</p> <p>・洪水時のCCTVによる堤防監視、施設監視の強化(H28年度から実施、近)</p> <p>・洪水時に提供可能な水位データやCCTVの設置検討(H28年度から実施、近)</p>	<p>・水防団(消防団)の円滑な水防活動を支援するため、CCTV増設及び量水標等の設置(H32年度、近)</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	兵庫県取組方針案		中播磨(市川流域圏)	参考:直轄河川の取組方針		
			これまでの取組	今回改訂	取組方針	加古川(揖保川)取組方針(姫国)	猪名川・瀬川取組方針(猪河)	円山川取組方針(豊国)
(3)的確な水防活動のための取組								
①水防体制の強化に関する事項								
・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国管理河川】 ・平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	・毎年、出水期前に開催している水防連絡会において、水防に関する情報共有や連携強化	(継続実施)		・重要水防箇所を姫路河川国道事務所ホームページ等で公表 (引き続き実施、近) ・関係者による重要水防箇所等の共同点検を実施 (H28年度から実施、近、市町) ・水防倉庫等の配置計画を再検討 (H28年度から実施、近、県、市町) ・水防資機材の備蓄状況について、自治体に情報提供を実施 (H29年度から実施、近、県、市町)	・水防団(消防団)や地域住民が参加し、水害リスクの高い箇所の共同点検を行う。 (引き続き実施、近、5市) ・迅速な水防活動を支援するため、水防倉庫等にある水防資機材等の老朽化、不足解消を推進する。 (引き続き実施、5市) ・園田防災拠点の整備と水防資機材等を配備する。 (H32年度、近)	・必要な資機材の配備や防災ステーションの機能検証 (引き続き検討、近、市) ・重要水防箇所の定期的な見直しと、共通認識の促進 (引き続き実施、近、県、市)
・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。	・防災の担い手となる人材の育成(ひょうご防災リーダー講座、市民防災リーダー講座等の研修の実施) ・水害に対する保険制度の加入促進	(継続実施)	・「自主防災組織で避難誘導にあたる人材」の育成 (H28年度から実施、近、県、市町) ・若年層の消防団加入促進を図る普及啓発活動を実施 (引き続き実施、県、市町)	・水防協力団体の募集・指定を検討・推進する。 (H32年度、近) ・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報発信のための整備を行う。【再掲】 (H29年度、近) ・ライブ画像のHPでの公表拡大を推進する。【再掲】 (H29年度、近)	・啓発活動や広報資料に、計画規模以上の洪水氾濫時の被害想定やその対応策の内容を反映 (H28年度より着手、近、県、市) ・若年層の世代に特化した啓発活動の場の企画 水害の恐れのある地域に居住することの危険性を認識できるよう、水害リスクをわかりやすく開示 (引き続き実施、近、県、市) ・教育機関、ラジオ等のメディア、地域コミュニティを活用した広報の充実 (引き続き実施、近、県、市) ・「地区防災計画」や「災害・避難カード」の作成促進 (引き続き実施、近、県、市) ・フェニックス共済の加入促進 (引き続き実施、近、県、市)	
・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。	・水防、防災訓練の実施 ・水防技術講習会を実施 (H29年度:6月2日実施)	(継続実施)		・市町が主催する防災訓練の検討、実施 (引き続き実施、近、県、市町)	・水防工法訓練を毎年実施する。 (引き続き実施、5市) ・関係機関が連携した合同訓練を検討する。 (H28年度以降、協議会全体)	・迅速な災害対応の実施に向けたPDCAサイクルに基づく訓練と継続的な実施 (引き続き検討、近、県、市) ・地域コミュニティでの防災や減災活動に関する支援や活動内容の情報共有 (H28年度より着手、近、県、市)
・水防団体間の連携、協力に関する検討	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。		【市町調整事項】 ・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整 (県、市町)	(今後の取組 県、市町) ・県・市町は、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整を行う。 【計画本文P122】	・水防団(消防団)との連絡体制の再確認と伝達訓練の実施に努める。 (引き続き実施、5市)	・災害ボランティアの円滑な受け入れを促進するための制度・枠組み等の創設 (H28年度より着手、近、県、市) ・建設業協会との応急復旧対策に関する事前調整等 (H28年度より着手、近、県、市)	
②市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)								
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。		(適宜実施)				・洪水氾濫時の防災拠点、避難施設等の機能維持、及び重要資機材への影響の確認と有効的な対策の立案 (引き続き実施、近、県、市)
・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	・建物等の耐水化 (総治条例44~48条)	(継続実施)		・市庁舎及び排水施設の耐水化を検討する。 (引き続き実施、5市) ・重要施設での非常用電源の耐水化を検討する。 (引き続き実施、5市)	・想定最大規模の洪水氾濫時を想定した防災施設の機能増強に関する施策の立案 (引き続き実施、近、県、市) ・水防対応の手引きの作成・周知 (引き続き実施、近、県、市) ・災害時に迅速に減災、復旧活動が行えるように水害時避難確保計画・BCP(事業継続計画)の策定を推進 (H28年度より着手、近、県、市)	

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	兵庫県取組方針案		中播磨(市川流域圏)	参考:直轄河川の取組方針		
			これまでの取組	今回改訂	取組方針	加古川(揖保川)取組方針(姫国)	猪名川・瀬川取組方針(猪河)	円山川取組方針(豊国)
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組								
・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。 	(適宜情報共有)	<p>【適宜記載】</p> <p>排水機場の更新等に併せ、耐水化を実施(県・市)</p>	(県、市町)	<p>氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の策定(H28年度から実施、近、市町)</p> <p>排水計画(案)に基づく排水訓練、及び関係機関との合同訓練の実施(H29年度から実施、近、市町)</p> <p>【計画本文P127】</p>	<p>氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した猪名川排水計画(案)を作成する。(H28年度より、近)</p> <p>排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、大規模水害を想定した排水訓練を水防訓練と同様に実施する。(引き続き検討、近、府、県、5市)</p>	<p>具体的な排水計画の立案(H28年度より着手、近)</p> <p>洪水氾濫時の耐水性の確認と耐水化対策の検討(H28年度より着手、近)</p>
・浸水被害軽減地区の指定	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。 	(適宜情報提供)	<p>【市町調整事項】</p> <p>輪中堤防、二線堤など浸水の拡大を抑制する効果があるものについて、土地所有者の同意のもと、浸水被害軽減地区として指定(市)</p> <p>※水防法第15条の6関係</p>	—			
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項								
・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年関東・東北豪雨を受け、優先的に整備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点で、184km実施。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。 	(記載割愛)	---				
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 平成29年3月までに約541kmの対策を実施。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。 		---		<p>堤防天端の保護(H28年度から実施、近)</p> <p>裏法尻の補強(H28年度から実施、近)</p>	<p>堤防天端の保護2.8km(H32年度、近)</p> <p>堤防裏法尻の補強3.3km(H32年度、近)</p>	<p>今後5年間の計画に基づいた、天端の保護、及び裏法尻の補強の実施(H28年度より着手、近)</p>
・ダム再生の推進	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国20ダムで実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。 「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。 水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。 	<p>河川の状況に併せて一庫ダムの効率的運用の検討を行う(阪神東部)</p>	---	---		<p>河川の整備状況に併せて一庫ダムの効率的運用の検討を行う。(引き続き実施、近、水資源機構、県)</p>	

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	兵庫県取組方針案		中播磨(市川流域圏)	参考:直轄河川の取組方針			
			これまでの取組	今回改訂	取組方針	加古川(揖保川)取組方針(姫国)	猪名川・瀬川取組方針(猪河)	円山川取組方針(豊国)	
・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<p><操作が不用な樋門等の導入> 【国管理河川】 ・平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。</p>	<p><樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進> 【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化 ・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</p> <p><確実な施設の運用体制確保> 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。</p>							
・河川管理の高度化の検討	<p>【国管理河川】 ・平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト(※1)で開発中の陸上・水中ドローン(※2)および全天候型ドローン(※3)による試験飛行・試験計測を開始。</p> <p>(※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・インベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2)陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3)降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。</p> <p>【都道府県河川】 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。</p>		(情報収集を行い動向を注視)					
(6) 減災・防災に関する国の支援									
・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。(ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象)	【都道府県管理河川】 ・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。							
・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・ダム你再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。	【都道府県管理河川】 ・ダム你再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。							
・適切な土地利用の促進	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。</p> <p>【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。</p> <p>・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目標に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</p>							
・災害時及び災害復旧に対する支援	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。</p> <p>・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。(平成28年実績18回)</p> <p>・平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。</p> <p>・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。</p>							
・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国管理河川】 ・平成27年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。							